

第1節 生涯にわたる健康づくりの推進

健康増進

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 保健補導員を育成し、活動の支援をすることで、地域と一体となった保健予防活動を行っています。
- 健康に関する講演会やびんころステーションなどを開催し、市民の健康づくりに対する意識の高揚を図っています。
- 地域の強みである「健康長寿」のブランド化に向け、調査を行うとともに、推進体制の整備を行いました。
- 歯や口腔の健康に対する意識の高揚を図るため、年代別、対象別の様々な教室を行っています。
- 森林セラピー基地(春日の森、平尾の森)において市民向け体験ツアーを開催し、健康づくり活動を推進しています。また、平尾の森に佐久市温水利用型健康運動施設を整備しました。
- 広報やホームページにより食育の啓発を行うとともに、食生活改善推進員を育成し、活動の支援を行っています。

現状と課題

- 市民の健康増進のため、地域の健康管理の担い手として、保健補導員や食生活改善推進員を継続して育成する必要があります。
- 市民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小のため、講演会や講座の開催により、健康に対する意識の高揚を図る必要があります。
- 「健康長寿」の魅力や要因などに関する調査の結果を分析し、市民の健康増進のための施策に反映するとともに、「健康長寿」のまちの魅力を発信していく必要があります。
- 歯や口腔の健康を維持するため、歯の教室や健診など各種事業に、引き続き取り組む必要があります。
- 市民が心身ともに健康を維持するため、森林セラピー基地(春日の森、平尾の森)や佐久市温水利用型健康運動施設などを利用した健康増進活動を充実していく必要があります。
- 健全な食生活を実践する力を養うため、食育についてさらに広報活動を充実する必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 地域における健康管理の

担い手の育成

- 地域における保健活動の主体となるよう、保健補導員や食生活改善推進員を育成するとともに、研修などを充実し、より一層地域の自主活動を促進します。
- 保健補導員が任期終了後も地域において自主活動ができるよう支援します。

(2) 健康づくり活動の推進

- 健康に関する講演会や講座を開催し、市民の健康に対する意識の高揚を図ります。
- 地域が将来にわたって「健康長寿」であり続けられるよう、健康長寿のより一層の増進のための施策を推進するとともに、「健康長寿」のまちの魅力を国内外に発信します。
- 乳幼児から高齢者までの各年代における歯の健康や疾病予防などの各種事業を実施し、市民の意識の高揚を図ります。
- 森林セラピー基地(春日の森、平尾の森)や佐久市温水利用型健康運動施設を利用した健康づくりプログラムや体験ツアーなどをさらに推進します。

(3) 食育の推進

- 市民が生涯にわたり健康で暮らせるよう、広報を通じ「食を大切に作る心を育む」ことについて啓発を図ります。

- 健全な食生活を実践する力を養うため、関係機関と連携し、各世代での食育事業を推進します。

保健活動

第一次総合計画後期基本計画主な取組

- 将来にわたり健康長寿であり続けるため、保健予防活動などの「新しい保健」を推進しています。
- 健（検）診データやレセプトの分析結果を活用し、訪問や電話による受診勧奨、追跡管理を行うとともに、健診未受診者に対する個別受診勧奨を行っています。
- 保健師・看護師によるおたっしや訪問、高齢者基本調査、栄養士による栄養改善指導、歯科衛生士による歯科保健指導などの高齢者保健事業を行っています。
- 感染症の発生状況の情報収集を行い、広報やホームページで周知するとともに、行動計画を策定し、発生時に備えた体制を整備しました。
- 自殺予防対策として、電話及び窓口での相談体制を整備するとともに、関係機関との連絡協議会や庁内関係課連絡会議の設置、ゲートキーパーの養成を行っています。
- 精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、相談者の状況に応じ家庭訪問や電話相談を行うとともに、家族への相談支援を行っています。

現状と課題

- 若い世代からの保健予防活動を推進するため、引き続き「新しい保健」を推進していく必要があります。
- 若い世代からの生活習慣病予防や重症化防止が重要なため、健（検）診データなどの多面的な分析を実施し、保健指導の充実を図る必要があります。
- 健（検）診の受診率向上のため、若い世代から健康診断を受診しやすい環境を整備する必要があります。
- 高齢者の生活の質を低下させる要因となる生活習慣病や虚弱を予防するため、さらに高齢者保健事業を推進していく必要があります。
- 感染症の発生予防やまん延防止のため、予防接種やエイズなどの各種感染症の知識の啓発をさらに強化する必要があります。
- 自殺予防や防止のため、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指し、相談支援を継続して行うとともに、自殺予防に関わる人材育成を行う必要があります。
- 精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、引き続き関係機関との連携を図り、地域で支え合う体制を整備していく必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 保健活動の充実

- 「新しい保健」をさらに推進します。
- 喫煙・食生活・運動などの生活習慣を改善する一次予防活動や特定保健指導を中心に、保健指導の充実に努めます。
- 商工会議所や学校などで健（検）診の受診勧奨や健康講話を開催し、健康診断の受診率向上を図ります。
- 訪問指導などの高齢者保健事業の充実に努めます。

(2) 感染症予防対策の推進

- 国・県と連携し、感染症に対する知識の普及や予防意識の啓発の強化を図ります。
- 感染症に関する情報の把握や発生時の体制整備など、情報収集と流行のまん延防止に努めます。

(3) こころの健康づくり

- 心のほっとライン・佐久（電話相談）や窓口相談などの相談機能を充実させるとともに、自殺予防に関わるゲートキーパーの養成を推進します。
- 精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、生活相談などの支援に努めます。

医 療

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 高齢化社会に対応した地域完結型の医療を安定的に提供するため、急性期以降の患者の療養環境の整備を支援しています。
- 出前講座の開催や広報への掲載により、「かかりつけ医」を持つことの大切さについて啓発活動を行っています。
- 佐久総合病院再構築の支援により、平成26年3月に佐久医療センターが開院するとともに、佐久総合病院本院の再構築が進められています。
- 佐久医師会・佐久歯科医師会の協力のもと、休日小児科急病診療センター、平日夜間急病診療センター、休日救急歯科診療所を開設しています。
- 浅間総合病院では、第二次整備事業により、手術室、糖尿病センター、給食施設などを整備しました。
- 浅間総合病院では、大学医局や県などへの要請、臨床研修の受入体制の強化による初期研修医の確保、医師住宅取得資金貸付制度の活用などにより、人材確保に努めています。

現状と課題

- 医療体制の充実を図るため、市民の医療ニーズの調査を実施し、病病連携による患者の診療情報の共有化を検討する必要があります。
- 病状などに応じた医療機関へのかかり方や健康に関して日常的に相談できる「かかりつけ医」を持つことが重要なため、情報提供を充実していく必要があります。
- 休日小児科急病診療センター、平日夜間急病診療センター、休日救急歯科診療所の周知を図るとともに、利用しやすい環境の整備を進めていく必要があります。
- 浅間総合病院は、安定した医療提供と健全運営を図るため、医師を始めとする人材確保に努める必要があります。
- 浅間総合病院は、良質な医療を安定的に提供し続けるため、医療機器や施設を計画的に更新する必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 地域医療体制の充実

- 国の医療施策の動向や市民ニーズを踏まえ、関係機関と連携し医療体制の充実を図り、患者の診療情報の相互連携を検討します。
- 身近なところできめ細かな医療を提供する「かかりつけ医」の普及を図ります。
- 休日小児科急病診療センター、平日夜間急病診療センター、休日救急歯科診療所など、地域の救急医療体制の充足について、佐久医師会・佐久歯科医師会などの協力を得ながら促進します。

(2) 浅間総合病院の充実

- 県の地域医療構想を踏まえた「浅間総合病院新公立病院改革プラン」に基づき、市民が必要とする医療の提供を行うため、医師を始めとする人材の確保や経営基盤の強化に努めます。
- 良質な医療を安定的に提供し続けるため、地域や時代の要請に対応した、医療機器や施設の計画的・効率的な更新を進めます。

医療保険・国民年金

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 国民健康保険税の収納率向上のため、職員による一斉滞納整理や夜間休日の徴収などを行っています。
- 国民健康保険の健全運営のため、レセプト分析などに基づき、生活習慣病重症化ハイリスク者に対し、訪問や電話での受診勧奨、追跡管理を行っています。
- 特定健康診査の受診率向上のため、健診キャンペーンやチラシの配布などを行っています。
- 後期高齢者医療制度は、高齢者に理解が得られるよう、制度の周知を行っています。
- 無年金者の解消を図るため、日本年金機構と連携し、年金保険料納付相談会を行っています。

現状と課題

- 国民健康保険財政は、高齢化の進行や医療の高度化などにより保険給付費が増大する一方、被保険者数の減少などにより、支出の増に見合う収入の確保ができない状況が見込まれます。
- 国民健康保険が将来にわたり安定的で持続可能な制度となるよう、財政健全化に向けた計画的な取組を行う必要があります。
- 国民健康保険は、制度の安定化を図るため、平成30年度から都道府県が市町村とともに保険者となり、財政運営の責任主体となるため、国や県の動向を注視していく必要があります。
- 後期高齢者医療制度は、財政運営の健全化や安定的な運用のため、低所得者層の増加や、制度への理解不足による保険料の滞納に対応する必要があります。
- 国民年金は、若年層を中心に未加入者や未納者が増加していることから、老後の生活の安定と地域経済の基盤確保のため、年金制度の啓発に努める必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 国民健康保険の健全運営

- 安定的で持続可能な医療保険制度の運営のため、5か年ごとに財政健全化計画を策定し、計画に基づく取組を進めます。
- 国民健康保険税の収納率向上のため、滞納者との早期折衝を図るとともに、滞納処分を強化し、滞納額の縮減を図ります。
- 糖尿病性腎症などの重症化を予防し、保険給付費を抑制するため、レセプトなどから抽出した対象者に対する保健指導の強化を図ります。
- 疾病の早期発見・早期治療を促進するため、特定健康診査の受診率の向上を図り、保険給付費の縮減に努めます。
- イベントでの啓発などにより、ジェネリック医薬品の使用を促進します。
- 国や県の動向を注視しながら、国民健康保険の制度改革への対応を図ります。

(2) 後期高齢者医療制度の

適切かつ円滑な運営

- 後期高齢者医療保険料の収納率向上のため、コンビニ納付の開始により被保険者の利便性の向上を図るとともに、滞納者への折衝の強化を図ります。

(3) 国民年金事務の適正な処理

- 日本年金機構と連携し、制度に関する啓発の強化や、年金相談の充実を図ります。

第2節 地域で支え合う社会福祉の充実

地域福祉

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 第二次佐久市地域福祉計画に基づき、全ての人々が住み慣れた地域で安心して暮らしていただくための各種施策を推進しています。
- 災害時に要援護者の的確かつ迅速な安否確認、避難誘導を行うため「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、地域による「災害時住民支え合いマップ」の作成を支援しています。
- 市内の小・中・高等学校において、障がい者による講話や車椅子体験などの福祉体験教室を開催しています。
- ボランティアなどが地域で活動しやすい環境づくりや、ボランティア活動の拠点となるボランティアセンターに対する支援を行っています。
- 公共施設などを所管する関係機関と情報の共有化を図りながら、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めています。

現状と課題

- 核家族化や都市化の進展により、地域のつながりが希薄化傾向にあるため、市民、民生児童委員などの福祉関係者と行政が連携し、地域で助け合い、支え合うまちづくりを進めていく必要があります。
- 児童生徒に対し、福祉の心を育てる教育を推進するため、各種施策を充実していく必要があります。
- 地域福祉の推進のため、地域の担い手である、ボランティアの育成と、組織の充実を図る必要があります。
- ボランティアが地域で活動しやすい環境づくりを促進するため、ボランティアの情報の収集・発信やコーディネート業務などを行うボランティアセンターに引き続き支援していく必要があります。
- 公共施設の整備などにおいて、ユニバーサルデザインの視点に立ち、全ての人が暮らしやすいまちづくりを推進していく必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 地域福祉の推進

- 第三次佐久市地域福祉計画を策定し、市民の社会福祉意識の高揚と、地域コミュニティの育成を図るとともに、地域住民と関係機関との協働により、総合的な地域福祉ネットワークの充実を図ります。
- 福祉体験教室や福祉教育などの充実を図ります。

(2) ボランティア活動の促進

- 社会福祉協議会、NPOなどと連携し、ボランティアを育成するとともに、組織の充実と活動を促進します。
- ボランティアが地域で活動しやすい環境整備を支援します。

(3) ユニバーサルデザインのまちづくり

- 全ての人々が地域で安心して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの視点による公共施設等の整備や改修を促進します。